

( 仮称 ) 流山市安心安全なまちづくりの推進に関する条例  
( 素案 ) の概要

1 条例制定に当たって(背景)

日本の治安は、従来、とても高い水準で保たれてきましたが、これを支えていたのは、地域住民の中にあつた自主的な防犯活動でした。

しかし、現代社会の仕組みが複雑・多様化し、犯罪の発生する要因が増えてきたうえに、犯罪の多様化や広域化、国際化などに加え社会経済情勢の変化により、住民の連帯意識が希薄となるなど、複合的な要因が治安の悪化に繋がっています。

本市の犯罪発生状況を見ると、平成10年が2,649件であつた犯罪発生件数が平成17年では3,305件と約25パーセントも増加し、その発生内容は「空き巣」や「ひったくり」など身近な場所での窃盗犯が全体の約80パーセントを占め、こうした身近で発生する犯罪に対する市民の不安感が増している状況にあります。

このような中、犯罪防止と市民生活の安全を確保し、市民が安心して暮らせる生活空間を回復していくためには、警察による犯罪の取締りに加え、市民一人ひとりが防犯意識を持ち、自立と相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会を形成することが何より大切と考え、本市では、平成15年度より地域で行う防犯パトロール隊の設立を積極的に推進する他、昨年度より市内全域をボランティアでパトロールする市民安全パトロール隊を設立させるなど、市の犯罪発生を抑止に努めているところです。

そこで、今まで自主的活動に支えられていた防犯体制について市、市民等、自治会等、事業者、及び関係機関がそれぞれの責務を適切に分担し、お互いに他人を思いやり、協働しながら地域の安全対策を講じ、犯罪の機会を減らすための環境整備や犯罪被害に遭わないための施策を講ずるなど「犯罪の発生しにくい環境・地域づくり」を積極的に取り組むことを決意し、ここに、流山市安心安全なまちづくりの推進に関する条例を制定するものです。

## 2 条例（素案）の骨子

### （１） 理念条例として制定します

この条例は、安心安全なまちづくりを推進するため市民等に協力を求め、防犯意識を市民一人ひとりの心（善意、良識）に期待しようとするもので、市民等の権利を制限し、義務を課す内容の規制条例ではなく、基本理念を定めた理念条例として制定します。

### （２） 自分たちのまちは自分たちが守る

市民一人ひとりが治安の確保は、誰かが守ってくれるという他人に依存するのではなく、自立と相互扶助の精神に基づき、自らの生命、身体、財産は自ら守るという自主自立の精神を基本としています。

さらに、防犯パトロール隊など「人の目」による犯罪の機会を減少させるための環境づくりが進められることで、相互扶助の精神に支えられた安心安全な地域社会づくりが期待できます。

### （３） 基本的人権への配慮

地域における防犯活動を積極的に推進する反面、防犯活動に参加しない者を非難・攻撃したり、見知らぬ者や外見などから不審者や犯罪者扱いしたりして、地域住民等による人権侵害があってはならないことを規定しています。

### （４） 市民等との協働による「安心安全なまちづくり」

安心安全なまちづくりの推進をするうえで、市、市民等、自治会等及び事業者が協働して取り組んでいくことが必要不可欠であるため、それぞれの責任と義務を明らかにし、各自がその役割を認識することを基本としています。

### （５） 情報の提供（共有化）

安心安全なまちづくりの推進をするうえで、犯罪発生等の情報を市民等、自治会等、事業者及び関係機関と共有す

ることで、犯罪発生を未然に防止が図られることから、市広報、ホームページ、安心メール等で積極的に情報提供に努めます。

#### (6) 推進地区の指定及び支援

犯罪の発生が多く、治安等が著しく悪化している地区については、市は、管轄の警察署長と協議し、安心安全推進地区に指定し、市は警察署と連携を図り、防犯講座や防犯パトロール隊設立の助言等を行い、自主的な活動を促します。また、推進地区を指定したときは、防犯活動へ支援を行います。